

平成24年1月30日

各 位

三菱UFJ信託銀行株式会社

「後見制度支援信託」の取扱開始について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 ^{おかうち きんや} 岡内 欣也）は、後見制度をご利用されている方（以下、「ご本人」といいます）の財産管理に信託を活用する「後見制度支援信託」の取扱を平成24年2月1日（水）から開始しますので、お知らせいたします。

「後見制度支援信託」は、最高裁判所事務総局家庭局、法務省民事局、一般社団法人信託協会の検討により取りまとめられた信託のしくみです。家庭裁判所の発行する指示書にもとづき、信託を活用してご本人の金銭を管理することにより、安全・確実に財産を保護することができます。

三菱UFJ信託銀行は、信託銀行ならではの財産管理の機能を、後見制度をご利用されるお客さまへ提供し、広く社会のお役に立ちたいと考えております。

今後、お客さまのニーズにお応えできるよう、信託機能を活かした商品・サービスをご提供してまいります。

【商品概要】 ※スキーム図は次頁をご参照ください

対象	個人のお客さま
信託金額	3,000万円以上1円単位
運用方法	金銭信託5年ものによる合同運用（元本保証・預金保険制度対象）
信託報酬	（管理報酬）無料 （運用報酬）3月・9月の各25日および信託財産交付日の前日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）等を差し引いた額

<ご留意事項>

次のお手続きには家庭裁判所の発行する指示書が必要となります。

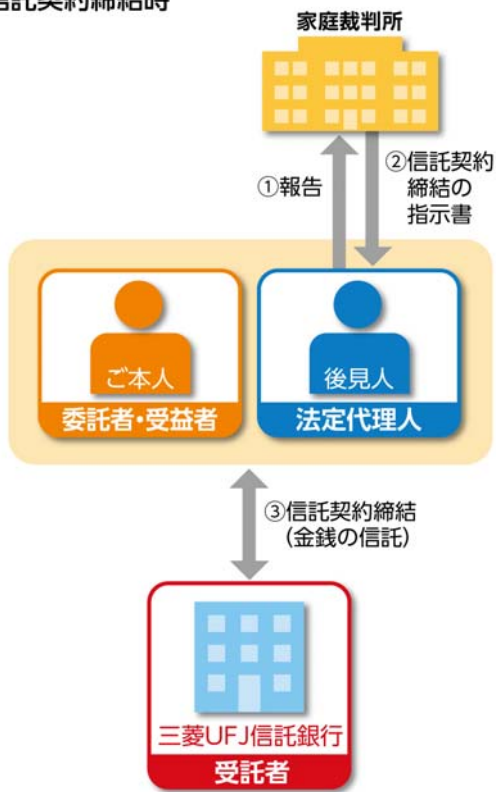
信託契約の締結、一時金交付、信託の変更（定期交付金額の変更など）、
信託財産への金銭の追加（追加信託）、信託の終了（解約）

以 上

<ご参考>

【スキーム図】「後見制度支援信託」

信託契約締結時



信託期間中・信託終了時

